

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者又はその保護者が住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象の工事等及び助成対象経費上限額)

第2条 この要綱において助成の対象となる工事及び設備(以下「助成対象工事等」という。)は、次の各号に定めるものとし、その助成の対象経費の上限額(以下「助成対象経費上限額」という。)は、当該各号に定める額とする。

- (1) 既存住宅における浴室、便所、玄関、台所及び廊下等の改善工事その他市長が必要と認めた工事 80万円
- (2) 天井走行式移動リフト(キャリアによって対象者の室間等の移動を可能とするもので操作が容易なものに限る。) 100万円
- (3) 環境制御装置(対象者が電気製品や住宅設備等を電氣的に操作することができるものに限る。) 60万円

2 前項第2号及び第3号に規定する助成対象工事等に係る助成の対象経費は、当該機器の購入に要する経費のみとし、設置工事に要する経費は含まないものとする。ただし、前項第1号に規定する助成対象工事等を併せて行うときは、機器の設置工事に要する経費を前項第1号に規定する助成対象工事等の経費とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)第45条の規定による居宅介護住宅改修費若しくは同法第57条の規定による介護予防住宅改修費の支給又は相模原市障害児者住宅改修費給付事業実施要綱(平成18年10月1日施行)に基づく助成を受けることができる工事又は設備については、この要綱による助成は行わないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(助成対象者)

第3条 この要綱において助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、在宅で市内に住所を有する者で、助成対象工事等ごとに、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第1項第1号に規定する助成対象工事等の対象者は、次のいずれかに該当し、住宅設備を改善する必要があるものとする。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳未満のものを含む。以下「身体障害者」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)別表第5号に規定する級別のうち1級又は2級に該当するもの

イ 児童福祉法(昭和24年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定

による知的障害者更生相談所(以下「相談所等」という。)において知的障害であると判定された者のうち知能指数が35以下であるもの

ウ 省令別表第5号に規定する級別のうち3級に該当する身体障害者であつて、かつ、相談所等において知的障害であると判定され、その知能指数が50以下であるもの

(2) 前条第1項第2号に規定する助成対象工事等の対象者は、省令別表第5号に規定する級別が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害者であつて、移動に困難を有する、3歳以上かつ65歳未満のものとする。

(3) 前条第1項第3号に規定する助成対象工事等の対象者は、省令別表第5号に規定する級別が肢体不自由の1級又は2級である身体障害者であつて、上肢及び下肢の障害を有する18歳以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者及び助成対象者が属する世帯の世帯員(以下「助成対象者等」という。)に係る前年分(1月1日から6月30日までの間に決定されるものについては、前々年分。以下同じ。)の所得税の額を合算した額が1,879,501円以上であるときは、助成の対象とはならない。

3 前項に規定する所得税とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする(以下同じ。)

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(助成の限度)

第4条 この要綱による助成は、助成対象者の属する世帯につき、第2条第1項各号に掲げる助成対象工事等ごとに、当該各号に定める助成対象経費上限額までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象工事等ごとに、助成対象工事等に係る経費の額と助成対象経費上限額(この要綱による助成を受けている者が属する世帯については、助成対象経費上限額から既にを受けている助成に係る助成対象工事等の経費を

減じた額)を比較していずれか少ない方の額(以下「助成対象基準額」という。)から助成対象基準額に別表に掲げる階層区分ごとに規定する自己負担率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を減じた額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、助成対象工事等に着手する前に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 相模原市重度障害者住宅設備改善費助成申請書(第1号様式)
- (2) 助成対象工事等の見積書及び工事図面
- (3) 別表に規定する自己負担率を決定するために必要な書類(生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税証明書等)
- (4) 相模原市重度障害者住宅設備改善工事等承諾書(第2号様式)(助成対象者が居住する住居が借家である場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査を行った結果、助成を決定したときは相模原市重度障害者住宅設備改善費助成決定通知書(第3号様式)を、助成しないことを決定したときは相模原市重度障害者住宅設備改善費助成却下通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

(工事等着手及び内容の変更等)

第8条 助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、速やかに助成対象工事等に着手するものとする。

- 2 助成決定者は、助成対象工事等の内容を著しく変更しようとするとき、又は助成対象工事等を中止し、若しくは廃止するときは、市長に相模原市重度障害者住宅設備改善工事等変更届(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

(完成届の提出)

第9条 助成決定者は、助成対象工事等が完成したときは、速やかに相模原市重度障害者住宅設備改善工事等完成届(第6号様式。以下「完成届」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、完成届の提出があったときは、速やかに現地調査により完成検査を行うものとする。

(助成金の請求及び支払)

第10条 助成決定者は、前条第2項の規定による完成検査の終了後、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成金請求書(第7号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(返還)

第11条 市長は、偽り、その他不正な行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和45年度分の補助金から適用する。
- 2 昭和44年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 重度障害者住宅設備改善費助成申請書等の様式(第1号様式)については、当分の間従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

助成対象者が属する世帯の階層区分		自己負担率
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0
	当該年度分(4月1日から6月30日までの間に決定されるものについては、前年度分。)の市町村民税非課税世帯	
	前年分の所得税非課税世帯	
2	本人及び世帯員に係る所得税額を合算した額が15,000円以下である世帯	1/4
3	1を除き前年分の所得税課税世帯	1/3
4	本人及び世帯員に係る所得税額を合算した額が150,001円以上1,879,500円以下である世帯	1/2

備考

この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。

第 1 号様式(第 6 条関係)

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成申請書

年 月 日

相模原市長 あて

住所 相模原市 _____

氏名 _____

電話番号 _____

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱第 6 条の規定により住宅設備改善費について申請します。

対象障害者名	氏名	(明 大 昭 平 年 月 日生 歳)	申請者 との続柄	
	障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 年 月 日交付 第 号 障害名 級 <input type="checkbox"/> 知的障害 年 月 日判定 I Q		
改善工事の内容	改善箇所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 天井走行式リフト <input type="checkbox"/> 環境制御装置		
	改善の説明			
	予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		<input type="checkbox"/> 住宅改善(助成対象経費上限額 8 0 万円) (工事経費総額) _____ 円 <input type="checkbox"/> 天井走行式移動リフト(助成対象経費上限額 1 0 0 万円) (装置経費総額) _____ 円 <input type="checkbox"/> 環境制御装置(助成対象経費上限額 6 0 万円) (装置経費総額) _____ 円		
備考	※ 相模原市重度障害者住宅設備改善費助成の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員の所得税額及び市町村民税額等の状況につき、相模原市長が調査することに同意します。 氏名 _____			

第2号様式(第6条関係)

相模原市重度障害者住宅設備改善工事等承諾書

年 月 日

借家人 住所 相模原市 _____

氏名 _____ 様

家主 住所 _____

氏名 _____

下記の住宅設備改善を承認します。

住宅の所在地	
改善箇所	
改善の内容	

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

様

相模原市長

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成決定通知書

年 月 日付で申請のあった相模原市重度障害者住宅設備改善費助成については、次のとおり決定したので通知します。

対象者	
住所	相模原市
対象とする経費	
助成金額	

注意事項

1. この通知を受けとった後、速やかに住宅設備改善に着手してください。
2. 住宅設備改善の内容を著しく変更するときは、事前に市長の承認を受けてください。
3. 住宅設備改善が完成したときは、速やかに下記窓口に連絡し、完成届を提出してください。
4. 助成金の支払いは、住宅設備改善完了後、請求に基づいて行います。

年 月 日

様

相模原市長

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成却下通知書

年 月 日付で申請のあった相模原市重度障害者住宅設備改善費助成については、次のとおり却下したので通知します。

却下理由

対象者	
住所	相模原市
対象とする経費	
助成金額	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として（相模原市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 5 号様式(第 8 条関係)

相模原市重度障害者住宅設備改善工事等変更届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所 相模原市 _____

氏名 _____

電話番号 _____

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱第 8 条の規定により、次のとおり届けます。

変更内容	
------	--

第 6 号様式(第 9 条関係)

相模原市重度障害者住宅設備改善工事等完成届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

住所 相模原市

氏名 印

電話番号

住宅設備改善工事等が次のとおり完成しましたので、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱第 9 条の規定により届出します。

対象者氏名	
住 所	相模原市
完成年月日	年 月 日

第7号様式(第10条関係)

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成金請求書

年 月 日

相模原市長 あて

住所 相模原市 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要綱第10条の規定により、次のとおり請求
します。

請求額 _____ 円

ただし、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成金として